

生学第 1118 号
令和元年 6 月 11 日

川崎の文化と図書館を発展させる会
代表 佐々木 勝男 様
県立図書館を良くする会
ほどたまさこ 様



黒岩 祐治

神奈川県知事



桐谷 次郎

神奈川県教育委員会教育長

県民ニーズや社会の変化等に対応していくことで、十分に可能であることから、当面、県教育委員会が、引き続き担っていくことが適当と考えられています。

県内の市町村立社会教育施設の運営主体、形態等については、地域の実情等に応じて、各自治体及び教育委員会がご判断すべきものと考えます。

公開質問 2 ついて

県立の図書館については、運営に必要な予算措置を行い、業務内容に見合った適切な人員配置等により、効果的、効率的な運営を行っているところと見えます。

県内の市町村立図書館の運営については、各自治体及び教育委員会が、地域の実情等に応じて、ご判断されているものと考えております。

こうした中、県立の図書館では、都道府県立図書館の役割である「広域的図書館」として、市町村立図書館の相互貸借システム (NL-net) を運営し、県域全体の公立図書館の蔵書を、各地の市町村立図書館で借りることができます。また、図書資料の搬送の際に、県立の図書館の司書が各市町村立図書館に伺い、図書館業務にかかる課題に対し、アドバイザーや情報提供を行っているほか、市町村立図書館職員向けの研修なども行っています。

今後とも、こうした取組により、「広域的図書館」として、県内市町村立図書館の支援等を引き続き図ってまいります。

公開質問 3 ついて

県立の図書館については、「専門的図書館」として、長期的な視野に立った資料の収集・保存を行う必要があることや、「広域的図書館」として、市町村立図書館職員への研修等を実施する必要があります。こうしたことから、その中核的な業務については、県職員 (司書) の配置による直営方式で運営することとされています。

県内の市町村立図書館の運営主体、形態等については、各自治体及び教育委員会が、地域の実情等に応じて、ご判断すべきものと考えます。

問合せ先

公開質問 1 について
国際文化観光局文化課
文化企画グループ 村上
電話 045 (210) 3804

公開質問 1、2、3 について
教育局生涯学習部生涯学習課
調整グループ 清水
電話 045 (210) 8337

「図書館等社会教育機関の首長部局への所管を可能にする

『第 9 次地方分権一括法案』について (公開質問)」について (回答)

平成 31 年 4 月 21 日付けでご照会のありました標記のことにつきまして、次
のとおり回答します。

公開質問 1 について

平成 30 年 12 月に公表された国の中央教育審議会の答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」は、地方自治体が、社会経済状況の変化等に対応するため、それぞれの地域の実情に応じて、公立社会教育施設を運営等できるようにするものであり、「地方」のことは、それぞれの状況に応じて、自ら決定していく「地方分権」の趣旨に合致し、その推進に資する、妥当なものと考えています。

社会教育については、これまで、学校教育とともに教育委員会が所管し、継続性・安定性等が担保される中で推進されてきました。また、社会教育の推進にあたっては、図書館や博物館などの社会教育施設を設置、運営することで、中核的な事業やサービスを提供してきており、社会教育行政から、それらの施設の運営等を切り離した場合には、社会教育を一体的に推進する観点から、課題が生ずるおそれがあると考えています。

一方で、国の答申にありますように、人口減少時代、人生 100 歳時代を迎え、社会教育施設については、住民のニーズを踏まえつつ、時代の変化を見据えながら、地域の活性化や地域の課題解決のために積極的に貢献していくことが、今後ますます求められています。

こうした中で、県立社会教育施設については、県教育委員会が、社会教育行政の一環としてそれらの施設を運営することで、県における社会教育の一体的な推進を図ることができると見えます。また、今回の法改正の趣旨である、社会教育施設を活用した地域の活性化等については、県立の各社会教育施設が長年にわたり培ってきた様々な人的・物的資源等を活用しつつ、関係部局などと連携しながら、